

12 農 林

1 土地利用計画

昭和 46 年 9 月 30 日に農業振興地域の指定を受け、昭和 47 年 3 月 9 日に松本農業振興地域整備計画が認可となりました。これにより、農用区域とその他の区域の土地利用が明確化され、優良農地の確保と適正な土地利用を図っています。

(1) 都市計画 (令和 2 年 3 月 31 日現在 単位:ha)

| | | |
|----------------|-------------------|-------------------|
| 松本市総面積 97,847 | | |
| 都市計画区域 30,191 | | 都市計画区域外 67,656 |
| 市街化区域 4,008 | 市街化調整区域 26,183 | |

(2) 農業振興地域 (令和 2 年 3 月 31 日現在 単位:ha)

| | | |
|---------------|-----------------|-------------------|
| 松本市総面積 97,847 | | |
| 農業振興地域 24,916 | | 農業振興地域外 72,931 |
| 農用区域 7,524 | 農用区域外 17,392 | |

(3) 農業振興地域の農用区域内訳 (令和 2 年 3 月 31 日現在 単位:ha)

| | | | | | | |
|------------|----------|--------------|--------------|-------------|---------------|--------------------|
| 農用区域 7,524 | | | | | | |
| 農地 6,528 | | | 採草放牧地 348 | 混木林地 420 | 農業用施設用地 59 | 混牧林地以外の山林原野 169 |
| 田 4,519 | 畑 860 | 樹園地 1,149 | | | | |

2 農家戸数

(単位:戸)

| 年 月 日 | 総農家数 | 専業農家 | 第 1 種兼業 | 第 2 種兼業 |
|-----------|------------|--------------|------------|--------------|
| H17. 2. 1 | 総農家 7,908 | — | — | — |
| | 販売農家 4,827 | 894(18.5%) | 641(13.3%) | 3,292(68.2%) |
| H22. 2. 1 | 総農家 7,984 | — | — | — |
| | 販売農家 4,530 | 1,187(26.2%) | 525(11.6%) | 2,818(62.2%) |
| H27. 2. 1 | 総農家 7,156 | — | — | — |
| | 販売農家 3,787 | 1,201(31.7%) | 517(13.7%) | 2,069(54.6%) |

(資料 農林業センサス)

平成 27 年経営耕地面積規模別農家(販売農家)数

(単位:戸)

| 0.3 ha 未満 | 0.3 ha ~ 0.5 ha | 0.5 ha ~ 1.0 ha | 1.0 ha ~ 1.5 ha | 1.5 ha ~ 2.0 ha | 2.0 ha ~ 3.0 ha | 3.0 ha 以上 | 合計 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-------|
| 71 | 920 | 1,420 | 585 | 298 | 251 | 242 | 3,787 |

(資料 農林業センサス)

3 経営耕地面積(販売農家)

(単位：ha)

| 年 月 日 | 経営耕地 | 田 | 畑 | 樹園地 |
|-----------|-------|-------|-----|-----|
| H17. 2. 1 | 5,016 | 3,409 | 734 | 873 |
| H22. 2. 1 | 5,290 | 3,388 | 953 | 949 |
| H27. 2. 1 | 4,822 | 3,071 | 852 | 898 |

(資料 農林業センサス)

地区別の面積は ha 未満を四捨五入しているため、合計と必ずしも一致しません。

4 経営所得安定対策

国は、農業者の経営安定及び食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るため、「経営所得安定対策」を実施しています。

本市でも国の政策に基づき、制度の基盤である生産数量目安値に応じた主食用米の適正生産に係る取組みを行っています。

水稲作付状況

| 区 分 \ 年 度 | 29 | 30 | 元 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 米生産数量目標 (t) | 17,390 | 17,396 | 17,827 |
| 米作付目標面積 (ha) | 2,671 | 2,693 | 2,751 |
| 米作付確定面積 (ha) | 2,667 | 2,668 | 2,713 |
| 実 施 率 (%) | 99.9 | 99.4 | 98.6 |

(米生産数量目標：平成30年度以降は米生産数量目安値)

5 農業生産振興事業

(1) 産地パワーアップ事業

ア 経過及び現状

意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系へ転換を図るため、国の交付金事業として「産地パワーアップ事業」が平成28年1月に新たに制定されました。

これは、水田、畑作、野菜、果樹等の全ての農産物を対象とした産地が、地域の営農戦略として「産地パワーアップ計画」を定め、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向けた取組みを総合的に支援するものです。

平成28年度から、地域の意向を取りまとめ「産地パワーアップ計画」に位置づけ、本事業に取り組んでいます。

イ 事業内容及び実績

| | |
|------|-----------------------------------|
| 実施年度 | H28～R1 |
| 取組主体 | 県、市、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 |
| 事業内容 | 整備事業、生産支援事業、効果増進事業 |

ウ 採択要件

松本市農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づける必要があります。

また、生産・出荷コストを 10%以上低減する、販売額を 10%以上向上する等を成果目標とする必要があります。

6 土地改良事業（県営・団体営）

(1) 用排水施設整備

安定した用水確保と維持管理の軽減によって、農業生産性向上を図るために、老朽化した農業用水路施設の整備を進めています。

近年の整備状況

| 事業名 | 地区 | 事業主体 | 全 体 計 画 | | 施行期間 |
|------------|------|------|-------------------------------|-----------|--------|
| | | | 事 業 概 要 | 事業費(千円) | |
| かんがい排水事業 | 梓川右岸 | 長野県 | 排水路整備 L=3,152m | 3,105,000 | H24～R5 |
| | 鎖川 | | 頭首工 1カ所（合口化） | 152,800 | H29～R2 |
| | 二区堰 | | 用排水路整備 L=1,065m | 206,000 | H29～R3 |
| | 新村堰 | | 農業用水路補修 L=1,120m 水門自動化 1カ所 | 180,000 | R1～R4 |
| 農村地域防災減災事業 | 神沢池 | 長野県 | 堤体改修 | 316,000 | H28～R1 |
| | 田溝池 | | 堤体改修 | 209,000 | H29～R3 |

(2) 農業農村整備

食料需給の動向に応え、農業と農村の健全な発展と、都市にも開かれた水・土・里の豊かな生き生きとした暮らしを創出するために、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備、農地や施設等の保全管理を行っています。

| 事業名 | 地区 | 事業主体 | 全 体 計 画 | | 施行期間 |
|-------------|-------|------|---|-----------|--------|
| | | | 事 業 概 要 | 事業費(千円) | |
| 県営畑地帯総合整備事業 | 北耕地 | 長野県 | 畑地かんがい施設(更新) A=35.4ha | 330,000 | H26～R1 |
| | 中下原平林 | | 畑地かんがい施設(更新) A=130ha 農道整備 L=1,160m 排水路整備 L=3,880m 農地改良 A=5ha | 1,660,000 | H27～R4 |
| | 古池原 | | 畑地かんがい施設(更新) A=80ha 農道整備 L=500m | 821,000 | H28～R3 |
| | 中信平左岸 | | 畑地かんがい施設(更新) A=549ha 遠隔監視施設他 一式 | 520,000 | R2～R5 |

7 多面的機能支払交付金事業

農業農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を有していますが、近年、高齢化や人口減少等により地域の共同活動で支えられていたそれらの機能を維持していくことが困難になってきています。そこで、多面的機能を将来にわたって維持していくため、新たに地域の共同活動に対して支援をするものです。

(1) 事業内容

ア 農地維持支払（地域資源の基礎的な保全活動）

田 3,000 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 240 円/10 a

イ 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）

田 2,400 円/10 a、畑 1,440 円/10 a、草地 240 円/10 a

なお、「施設の長寿命化」と一緒に取り組む場合、又は、採択後 5 年経過した組織については、交付金額が 75%以内となります。また、「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、6 分の 5 単価となります。

ウ 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）

田 4,400 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 400 円/10 a

上記交付金を国、県、市が負担し、市から活動組織に対して交付します。（費用負担 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

なお、活動組織による直営施工を実施しない場合は、6 分の 5 単価となります。

(2) 事業期間

5 年間の協定期間

(3) 事業実績（令和元年度）

農地維持支払

| 区分 | 交付金対象面積 (ha) | 交付金額 (円) | 市負担額 (円) |
|-------|--|-------------|------------|
| 50 組織 | 田 2,879.77、畑 1,088.08、草地 13.34 計 3,981.19 | 108,009,516 | 27,002,379 |

資源向上支払（共同活動）

| 区分 | 交付金対象面積 (ha) | 交付金額 (円) | 市負担額 (円) |
|-------|---|------------|-----------|
| 34 組織 | 田 1,772.02、畑 193.58、草地 2.65 計 1,968.25 | 37,968,916 | 9,492,229 |

資源向上支払（長寿命化）

| 区分 | 交付金対象面積 (ha) | 交付金額 (円) | 市負担額 (円) |
|-------|---|-------------|------------|
| 34 組織 | 田 2,377.41、畑 1,054.48、草地 8.74 計 3,440.63 | 117,975,340 | 29,493,835 |

8 農業集落排水事業・小規模集合排水処理事業

農業集落におけるし尿、家庭雑排水等処理する施設を整備し、農村の生活環境を改善して快適な生活と公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業を実施しています。

供用開始後 20 年以上が経過しているため、平成 30 年度に島々地区農業集落排水施設において劣化診

断調査を行いました。その結果に基づき、令和元年度から計画的に機能強化工事を実施しています。

施設概要

| 区 分 | 農業集落排水処理施設 | | | 小規模集合 排水処理施設 |
|------------|------------|---------|---------|-----------------|
| | 大野田 | 島々 | 稲核 | 野沢 |
| 管路 (m) | 2,257 | 3,066 | 2,018 | 139 |
| 計画人口 (人) | 590 | 810 | 520 | 70 |
| 処理区内人口 (人) | 256 | 279 | 207 | 18 |
| 整備年度 | H7～H10 | H5～H8 | H9～H12 | H11 |
| 総事業費 (千円) | 609,800 | 751,000 | 558,332 | 42,000 |
| 供用開始 | H10年4月 | H8年4月 | H12年11月 | H12年4月 |

機能強化工事

| 処理施設 | 事業概要 | 総事業費 (千円) | 施行期間 | 備 考 |
|------|---------|-----------|-------|-----|
| 島 々 | 防食塗装 1式 | 87,000 | R1～R3 | |

9 中山間地域等直接支払事業

中山間地域は、農業生産活動を通じた水源のかん養等の多面的機能を有していますが、平地に比べ農業の生産条件が厳しく、高齢化の進行による担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されています。

このため、農業生産活動を通じ中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する目的から、当該農業生産活動等を行う集落(農用地面積1ha以上)に対し直接支払いを実施しています。

- (1) 対象地域 法指定地域 本郷・内田・四賀・奈川 30集落 158.3ha
特認地域 中山・波田 20集落 84.1ha
- (2) 対象農用地 急傾斜 (田:1/20以上、畑:15°以上)
緩傾斜 (田:1/100以上1/20未満、畑:8°以上15°未満)
- (3) 交付単価 田 : 急傾斜 21,000円/10a 緩傾斜 8,000円/10a
畑 : 急傾斜 11,500円/10a 緩傾斜 3,500円/10a
- (4) 事業費 40,905千円(令和元年度実績)

10 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法等に基づき、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業などを通じて、認定農業者への農地の集積を基本として農地の流動化を推進しています。

利用権の設定等状況(使用貸借を含む)

| 年度 | 貸し手 (人) | 借り手 (人) | 面積 (ha) |
|----|---------|---------|---------|
| 29 | 1,674 | 693 | 514 |
| 30 | 1,723 | 628 | 561 |
| 元 | 1,645 | 610 | 526 |

11 土地利用型経営規模拡大奨励金交付事業

昭和 54 年度から国が土地利用型農業経営規模拡大促進事業を開始しました。それに伴い、農用地の集積を通じて農業の中核的担い手の育成・確保と農地の有効利用を進めるため、平成元年度から市単独で農用地の貸し手と借り手に対して奨励金を交付してきました。

平成 18 年度から認定農業者への支援を強化するため、借り手のみへの交付に改め、平成 28 年度からは認定農業者のみへの交付に改めました。

奨励金の額(10a 当たり)

| 区分 | | 契約期間 | 1 年以上 (円) |
|-----|-------|------|-----------|
| 借り手 | 認定農業者 | | 3,000 |

実績 (借り手のみ)

| 年度 | 計 | | |
|----|---------|----------|---------|
| | 対象者 (人) | 面積 (ha) | 金額 (千円) |
| 29 | 371 | 1,817.20 | 54,516 |
| 30 | 384 | 1,882.80 | 56,486 |
| 元 | 383 | 1,962.00 | 58,860 |

12 6 次産業化支援事業

本市独自の支援措置を講じて 6 次産業化を推進し、産業力の向上及び地域活性化と農業者所得の増加を図ります。

- (1) 対象者 農地所有適格法人、農業者で組織する団体、農産物直売所、松本市地産地消推進の店
- (2) 事業概要 農商工連携により加工・流通・販売などに取組む 6 次産業化の定着促進に向け、人材育成、商品開発、販路開拓等の事業に補助をします。
- (3) 支援事業

| 補助区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額等 (千円) |
|------|---|------------------------------------|------------------|
| 人材育成 | 販売、加工及び経営の強化並びに技術の向上に関する研修会への参加に要する経費 (受講料、旅費) | 2 分の 1 | 25 |
| 商品開発 | 新たな商品開発に要する経費 (研究開発を伴うモニタリング費又はパッケージ開発費) | 2 分の 1 | 1,000 |
| 販路開拓 | 県外及び海外における販路開拓のための物産展への出展及び直売所交流に要する経費 (出展負担金、輸送費・旅費・装飾備品借上料・筆耕翻訳料 (以下「輸送費・旅費等」という。)) | 物産展出展経費 10 分の 10 輸送費・旅費等 2 分の 1 | 国内 250 海外 500 |

| | | | | |
|------|---|-------------|--------------|------------------|
| 利子補給 | 施設整備に係る借入金に対する利子及び信用保証料。ただし、新たな商品開発に伴う施設整備に係るものに限る。 | 利子 信用保証料 | 2分の1 5分の4 | 利子補給期間 60カ月以内 |
|------|---|-------------|--------------|------------------|

13 新規就農者育成対策事業

担い手の減少及び高齢化、生産量の減少、農地の遊休化等を防止するため、意欲ある新規の就農希望者に対して実践的な研修を実施し、時代の変化に対応できる農業経営者の育成を平成13年度から行っています。

- (1) 事業主体 松本ハイランド農業協同組合
- (2) 運営主体 (有)アグリランド松本
- (3) 研修作物 りんご、ぶどう、野菜、すいか、花き等
- (4) 研修期間 3年間

(5) 研修生の状況

| | | |
|------------------|----|----------|
| 第1期生(平成13年11月～) | 6名 | 研修修了し就農中 |
| 第2期生(平成14年11月～) | 4名 | 研修修了し就農中 |
| 第3期生(平成15年11月～) | 3名 | 研修修了し就農中 |
| 第4期生(平成16年11月～) | 4名 | 研修修了し就農中 |
| 第5期生(平成19年1月～) | 1名 | 研修修了し就農中 |
| 第6期生(平成20年1月～) | 1名 | 研修修了し就農中 |
| 第7期生(平成20年11月～) | 4名 | 研修修了し就農中 |
| 第8期生(平成21年11月～) | 2名 | 研修修了し就農中 |
| 第9期生(平成22年11月～) | 2名 | 研修修了し就農中 |
| 第10期生(平成23年11月～) | 2名 | 研修修了し就農中 |
| 第11期生(平成24年11月～) | 2名 | 研修修了し就農中 |
| 第12期生(平成25年11月～) | 2名 | 研修修了し就農中 |
| 第13期生(平成26年11月～) | 2名 | 研修修了し就農中 |
| 第14期生(平成27年11月～) | 1名 | 研修修了し就農中 |
| 第15期生(平成28年11月～) | 1名 | 研修修了し就農中 |
| 第16期生(平成29年11月～) | 2名 | |
| 第17期生(平成30年11月～) | 3名 | |
| 第18期生(令和元年11月～) | 2名 | |

研修生受入 48名

Iターン20世帯(61名転入)、Uターン7世帯(16名転入)

就農者のうち15名が認定農業者

14 農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営開始直後で経営が不安定な青年新規就農者に対して資金を交付しています。

- (1) 対象者 農業経営を主宰する青年新規就農者で、就農地区の人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられた方
- (2) 交付額 1人当たり1,500千円/年(半年毎に750千円を交付)
- (3) 交付期間 最長5年間
- (4) 実績

| 年度 | 件数 | 交付額(千円) |
|----|----|---------|
| 29 | 24 | 30,736 |
| 30 | 17 | 23,028 |
| 元 | 16 | 20,545 |

15 松本市未来を担う農業経営者支援事業

意欲ある農業の担い手を育成するため、経営規模拡大や効率的な経営を目指す認定農業者に対して、農業機械等のリース及び取得費用の一部を補助するものです。また、女性農業者の育成を図るため、女性農業者が行う実践的な活動に要する費用の一部を補助するものです。

- (1) 対象者 市内で農業経営を営む者で、市から農業経営改善計画の認定を受けた者等
- (2) 補助対象 農業経営改善計画の達成に必用な機械施設等
1件500千円以上の農業機械等リース及び取得
女性農業者が行う実践的な活動
- (3) 補助率
 - ア リース及び取得事業 取得価格の1/3以内、上限2,000千円
 - イ 女性農業者支援事業
 - ソフト事業 上限100千円(補助率10/10)
 - ハード事業 上限200千円(事業費の2/3以内)

事業実績

| 年度 | 導入機械・施設 | 件数 | 事業費(千円) | 補助金(千円) |
|----|---------------|----|---------|---------|
| 元 | コンバイン | 2 | 16,200 | 3,866 |
| | トラクター | 11 | 61,483 | 17,577 |
| | スピードプレイヤー | 2 | 11,860 | 3,469 |
| | 田植機 | 1 | 1,674 | 558 |
| | 乗用草刈機(モア) | 1 | 735 | 245 |
| | 穀物乾燥調製設備 | 1 | 4,860 | 1,620 |
| | パイプハウス | 1 | 4,223 | 1,407 |
| | 鉄骨ハウス天井内張カーテン | 1 | 2,117 | 705 |
| | 家畜運搬車(荷台) | 1 | 17,236 | 2,000 |

| | | | | |
|--|-----------|----|---------|--------|
| | ロールベアラー | 1 | 1,070 | 356 |
| | 高所作業車 | 1 | 717 | 239 |
| | 草刈機（ビーバー） | 3 | 658 | 438 |
| | 高圧洗浄機 | 1 | 103 | 68 |
| | 電動作業台車 | 2 | 949 | 400 |
| | 充電式運搬車 | 1 | 138 | 92 |
| | 管理機（ネギ） | 1 | 244 | 162 |
| | アシストスーツ | 1 | 500 | 200 |
| | 充電式剪定ばさみ | 3 | 535 | 358 |
| | 視察研修 | 2 | 140 | 139 |
| | 野菜マルシェ出店 | 1 | 124 | 100 |
| | 計 | 38 | 125,566 | 33,999 |

16 新規就農者支援事業

新規就農者が農業経営の開始又は経営の効率化を行うために導入する農業機械及び農業用施設の取得費用の一部を助成し、農業への定着促進を図っています。

- (1) 実施期間 平成 22 年度～
- (2) 補助対象 取得価格 500 千円以上の機械、施設の導入
- (3) 補助率 1/2 以内（上限 500 千円）

3 カ年度実績

| 年度 | 導入機械・施設 | 件数 | 事業費（千円） | 補助金（千円） |
|----|---------------------|----|---------|---------|
| 29 | 育苗用ビニールハウス | 2 | 1,850 | 925 |
| | 果樹用高所作業車 | 1 | 1,100 | 500 |
| | 農業用トラクター | 1 | 2,150 | 500 |
| | 管理機平高うね整形同時マルチセットほか | 1 | 738 | 369 |
| | ネギ根葉切り皮むき機一式 | 1 | 1,208 | 500 |
| | 計 | 6 | 7,047 | 2,794 |
| 30 | ネギ皮むき機 | 1 | 1,110 | 500 |
| | 農業用軽トラック | 1 | 1,400 | 500 |
| | ハウス加温機 | 1 | 788 | 394 |
| | 果樹保存用冷蔵庫 | 1 | 1,755 | 500 |
| | 中古農業用トラクター | 1 | 1,500 | 500 |
| | 計 | 5 | 6,553 | 2,394 |
| 元 | スイカ用可変平畦成形マルチ | 1 | 1,327 | 500 |
| | 高所作業機 | 2 | 1,389 | 694 |
| | 農耕用トラクター | 1 | 1,837 | 500 |

| | | | |
|--------|---|-------|-------|
| 農業用ハウス | 1 | 720 | 360 |
| 計 | 5 | 5,274 | 2,054 |

17 鳥獣被害対策事業

(1) 目的

野生鳥獣による農林業への被害を減少させるため、猟友会による「駆除」、侵入防護柵の設置による「防除」、人と野生鳥獣との住み分けをするための「生息環境管理」を3本柱として総合的な対策を進めています。

(2) 令和元年度の実績

ア 駆除対策事業

(ア) 個体数調整と有害鳥獣駆除の実施

有害鳥獣駆除 ニホンジカ他獣類 1,980頭
カラス他鳥類 3,402羽

(イ) 捕獲従事者を確保するための新規銃猟者に対する支援 3名

(ウ) 集落等捕獲隊の組織化による、地域ぐるみでの捕獲体制の推進
(四賀79名、入山辺59名、中山32名、安曇17名、梓川23名)

(エ) 鳥獣被害対策実施隊による駆除体制の強化

イ 被害防除事業

(ア) 鳥獣被害防護柵補修

市と住民が協働形式で設置してきた防護柵が、自然災害等により破損したため、地区住民に補修する資材を提供し、補修作業の妨げとなる支障木を撤去しました。

a 補修資材の提供

延べ27団体に補修資材を提供

b 倒木撤去委託費

延べ15団体に対し、総額1,200千円の撤去委託

18 地域営農リーダー育成事業

食の安全に基づいた豊かで安定した21世紀型農業の確立を目指し、地域農業・農村の活性化を図るため、将来の地域営農リーダーとなり得る資質の習得を目的に、平成5年度から「松本新興塾」を開塾し、平成31年1月から第11期を実施しています。

(1) 運営 松本地域営農リーダー育成塾実行委員会

松本市、安曇野市、山形村、松本市農業委員会、長野県、JA他

(2) 開塾期間 1期2年半

(3) 資格要件 JA松本ハイランド、JA松本市、JAあづみ管内の組合員及びその家族で、概ね50歳未満の者

(4) 11期生 13名

(5) 事業内容 1年目：基本研修(講義及び討論、研修会等)

2年目：基本研修(講義及び討論、研修会、先進地視察研修等)

3年目：課題研修(講義及び討論、研修会、先進地視察研修、卒論作成等)

(6) 卒塾生 182名(第1~10期)

19 農畜産物マーケティング推進事業

食の安全、安心について消費者の関心は高まっており、健康づくり等の観点から農畜産物の栄養成分や機能性が着目されています。そこで、地産地消の推進や大消費地における消費宣伝活動を実施するとともに、本市で生産される農畜産物のブランド化に取り組んでいます。

(1) 地産地消の推進

松本市地産地消推進会議(委員：19名、会長：茂木信太郎 前亜細亜大学経営学部教授)を平成16年10月に設置し、地元産農産物の地元消費を増やす仕組みづくりを協議してきました。

推進会議での協議内容をもとに、市は平成18年1月に松本市地産地消推進計画を策定しました。現在、推進会議の意見を聞きながら、次の具体的施策に取り組んでいます。

ア 地産地消食育推進事業

独自のアイデア・方法により、学校給食(小中学校・幼稚園・保育園)で使用する地元生産の食材を教材として、農業体験や加工体験などの食育活動及び学校給食への食材提供を行う事業主体に対して支援・助成しています。令和元年度からは、高校生、大学生、親子等を対象に加え、本事業に親子農業体験教室を統合しました。

令和元年度は17事業主体が農業体験の場を提供しました。

(ア) 事業主体 市内農業者、生産団体、農業者を構成員とし農産物加工を行う団体、市内に本社または支社を置き、地場農産物を原料に食品製造等を行う法人

(イ) 補助率 補助対象経費の1/2(ただし、上限500千円)

イ 家族団らん手づくり料理を楽しむ日

松本市では、国が毎月19日を食育の日としたことにあわせて日常生活のなかで家族が別々に食べがちな食事をみんなでそろって、作って、食べることによって家族団らんを進め、食を考える機会にしてもらおうと「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」に取り組んでいます。

(ア) 取組内容

- a 広報まつもとや市公式ホームページを通じて市民に広く周知します。
- b 市内の事業所に対し、周知用のチラシや旬のカレンダーを配付します。
- c 関係課が行う各種相談、給食だより、料理教室等を通じて周知を図ります。
- d 制定されたロゴマークを活用して周知します。
- e 生産者や市職員等が市内の全小学校へ出向き、全校集会や校内放送を通して、「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」の意義等について講話を行い、全児童に自宅で家族と調理ができる地元産農産物をプレゼントしています。(H25年度以降、隔年実施から毎年実施へ変更)

ウ 地産地消懇談会

地産地消について、市民に理解を深めてもらうための懇談会を開催しています。

エ 旬のカレンダー

地元農産物の品目や旬、あるいは食育の取組みを知っていただくため、カレンダー、クリアファイル、パンフレットなどを作成して周知を図っています。

オ 地場農産物フェア

量販店、JA、流通業者と協力し、松本地域の旬の農産物の消費拡大フェアを定期的実施し

ています。

カ 地産地消推進の店

地元で生産された農畜産物やその加工品を活用する市内の飲食店等を「松本市地産地消推進の店」として登録する制度を創設し、登録数は99店舗です。

(2) 農畜産物のブランド化推進

ア 大消費地における消費宣伝活動

松本産農産物の継続的な消費拡大策として、松本を知ってもらう「信州まつもとの畑から」と銘打ったフェア等を実施し、「売れるものづくり」「信頼される産地づくり」を進めています。

(ア) 実施主体 (一社)松本農業開発センター(市及びJA松本ハイランド、JA松本市で構成)

(イ) 内 容 ・量販店での継続的な消費拡大フェア開催
・物産展、イベントへの参加

イ 農畜産物ブランド化推進事業

(ア) 野菜の機能性に着目したブランド化

令和元年度は、市が支援したJA松本ハイランドのりんご(ふじ)が、機能性表示食品として届出受理となりました。また、平成30年度に引続き実施した松本産農産物の栄養機能食品化に向けた成分分析では10品目全てで可能性ありとなりました。これらの結果を活用して、9品目の栄養機能食品表示販売を名古屋市で実施しました。

(イ) 「希少性」を切り口としたブランド化

松本一本ねぎ、番所きゅうり、稲核菜及び保平蕪の作付拡大奨励を引き続き行いました。松本一本ねぎについては、市の支援を受けてJA松本市が地理的表示(GI)の登録申請を7月に行いました。

(ウ) 特産品ブランド化推進事業

他にはない多彩な味と香りを持っている信州の伝統野菜である「保平蕪」^{ほだいらかぶ}、「稲核菜」^{いねこきな}、「番所きゅうり」^{ばんどころ}など、地域特産品の生産向上を図るため、系統選抜、土壌改良、栽培方法の講習会を開催し、優良品種栽培の指導を行っています。また、知名度向上のために首都圏で行われる物産展などに出店し、ブランド化を進めています。

20 松本市遊休荒廃農地対策事業

(1) 事業概要

担い手の高齢化、後継者不足等により農地の遊休荒廃化が進む中で、遊休荒廃農地の解消を図り、再活用の促進を目指しています。

(2) 事業内容

農地を取得又は貸借する者(団体を含む。)及びUターン就職者等が行う、遊休荒廃農地の復元及び有効利用に要する経費に対して、1a当たり2,300円から7,000円以内で補助を行います。

(3) 令和元年度実績

ア 入山辺・五常・今井・中山地区の耕作放棄地を再生

イ 再生面積 196a

21 健康生きがい市民農園事業

目的

農業を通じた健康・生きがいづくりを進めるとともに、農業への理解を進めます。

(1) 市民農園

- ア 開設場所 19カ所
- イ 区 画 535区画（1区画約33㎡）
- ウ 利用料 年額2,000～2,400円/1区画
（西部農林課分）
- ア 開設場所 4カ所
- イ 区 画 91区画（1区画約50㎡～75㎡）
- ウ 利用料 年額2,800～4,500円/1区画
- エ 応募資格 市内在住者

(2) 健康いきがい市民農園

- ア 開設場所 2カ所（高宮北、高宮中）
- イ 区 画 20区画（1区画約50㎡）
- ウ 利用料 年額6,000円/1区画
- エ その他 農園利用者に対して作物栽培の現地指導を実施

(3) 簡易オートキャンプ設備付き農園

- ア 開設場所 1カ所（内田）
- イ 区 画 17区画（1区画約200㎡）
- ウ 利用料 年額18,000円/1区画
- エ その他 水道電気料実費負担

22 クラインガルテン事業

遊休農地の有効活用と豊かな自然、風土を守り市民等の福祉の増進を図るため、クラインガルテンを設置し、都市住民との交流を図っています。

(1) 施設の概要

| 地区 | 名 称 | 区画数 | 一区画の規模 | 使 用 料 | 契 約 |
|----|-----------------|-----|---|-----------------------|-------------------|
| 四賀 | 坊主山 クラインガルテン | 53 | 敷地全体 270～300 ㎡ (内訳) 休憩小屋(建物) 38～50 ㎡ | 104,760～ 366,660 円 | 1 年 間 (最長 5 年) |
| | 緑ヶ丘 クラインガルテン | 78 | 畑 100～120 ㎡ 他 芝生 花壇 | 377,140～ 513,330 円 | |
| 奈川 | 大原 クラインガルテン | 35 | 敷地全体 350 ㎡ (内訳) 休憩小屋(建物) 24～50 ㎡ 畑 150 ㎡ | 261,900～ 398,090 円 | 1 年 間 (最長 5 年) |
| | 神谷 クラインガルテン | 18 | 敷地全体 200 ㎡ (内訳) | 244,440 円 | |

| | | | | | |
|--|----------------|-----|--|--|--|
| | 入山 クラインガルテン | 7 | 休憩小屋(建物)40~42 m ² 畑 80~100 m ² 冬期間利用不可 | | |
| | 計 | 191 | | | |

(2) 利用率

98.9% (9割以上が県外者)

23 森林造成事業

森林は、木材等生産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など、多面的な機能を有しており、安全で快適な市民生活を実現する上で重要な役割を果たしています。

森林のもつ機能を十分維持できるように、間伐等の森林整備を進め、森林を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指します。

| 年度 | 造林 (ha) | 下刈 (ha) | 除伐 (ha) | 間伐 (ha) | 搬出間伐 (ha) | 更新伐等 (ha) | 枝打他 (ha) | 作業道 (m) | 合計 (ha) |
|-----|------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|-------------|------------|------------|
| H29 | 2.76 | 4.33 | 0 | 38.94 | 19.69 | 26.79 | 1.79 | 5,527 | 94.3 |
| H30 | 2.94 | 6.4 | 0 | 11.66 | 58.47 | 36.10 | 6.05 | 13,674 | 121.62 |
| R1 | 6.41 | 8.25 | 0 | 10.02 | 55.06 | 20.86 | 1.45 | 11,082 | 102.05 |

松本市森林資源の現況

(単位：ha)

| 森 林 面 積 | | | | | |
|-----------------------|--------------|----------|--------------|--------------|-------------|
| 78,545 (松本市地域総面積の80%) | | | | | |
| 民 有 林 | | | 国 有 林 | | |
| 38,296 (49%) | | | 40,249 (51%) | | |
| 針葉樹 | 広葉樹 | 未立木等 | 針葉樹 | 広葉樹 | その他 |
| 22,593 (59%) | 14,857 (39%) | 846 (2%) | 23,323 (58%) | 11,971 (30%) | 4,955 (12%) |

24 松くい虫対策事業

松くい虫被害は、東山部から河西部、更には市街地に至るまで、安曇地区、奈川地区を除く市内全域に拡大しています。

しかし、全ての被害木を処理することは、作業的、財政的に難しいことから、平成24年度に策定した「松本市松くい虫被害対策基本方針」の見直しを行い、守るべき松林での予防・駆除対策、周辺松林での更新伐等、その他個人の松を守るための樹幹注入剤補助の実施に合わせた講習等、松林の区分に応じた対策を進めています。

岡田、寿、内田地区では更新伐事業等を実施しています。また、四賀、岡田、本郷、里山辺、入山辺、中山地区で対策協議会が設立され、各地区に応じた対策を進めています。

被害状況

| 年度 | H29 | H30 | R1 |
|---------|--------|--------|---------|
| 処理本数（本） | 2,659 | 2,648 | 3,962 |
| 事業費（千円） | 95,306 | 99,696 | 141,628 |

25 市民の森整備事業

岡田地区の「芥子坊主山」一帯の森林を、里山とふれあい、山づくりを体験しながら次世代に引き継いでいくことを目的に、市民協働で造る「市民の森」として整備を進めています。

主体 芥子坊主山・市民の森整備推進協議会

場所 岡田 芥子坊主山

開設 平成20年

面積 11ha（岡田財産区9ha、個人2ha）

26 林道整備事業

(1) 目的

森林整備の効率化と森林の有する多面的機能を十分に発揮させることを目的に、高性能林業機械による効率的な間伐材の搬出が可能な林道網の整備を推進するものです。

(2) 経過及び計画

ア 農山漁村地域整備交付金事業

| 路線名 | 種別 | 延長(m) | 幅員(m) | 事業費(千円) | 事業年度 |
|-------|----|-------|---------|---------|--------|
| 高遠線 | 開設 | 6,807 | 4.0 | 682,150 | H8～R1 |
| 美ヶ原線 | 改良 | 2,365 | 4.0～7.0 | 376,080 | H19～R6 |
| 奈川安曇線 | 改良 | 2,966 | 4.6～6.0 | 944,998 | H17～R6 |
| 宮ノ入線 | 改良 | 1,619 | 4.0 | 131,465 | R1～R6 |

イ 橋りょう延命化事業

| 路線名 | 種別 | 数量 | 幅員(m) | 事業費(千円) | 事業年度 |
|-------------|----|-----|-------|---------|--------|
| 白樺橋（奈川安曇線）他 | 改良 | 29橋 | 4.6 | 94,753 | H23～R6 |

ウ トンネル延命化事業

| 路線名 | 種別 | 延長(m) | 幅員(m) | 事業費(千円) | 事業年度 |
|---------------|----|-------|-------|---------|--------|
| 蛭窪トンネル（奈川安曇線） | 改良 | 336 | 4.6 | 295,291 | H26～R3 |

エ 県単林道事業

| 路線名 | 種別 | 延長(m) | 幅員(m) | 事業費(千円) | 事業年度 |
|-------|----|-------|---------|---------|--------|
| 奈川安曇線 | 改良 | 1,492 | 4.6～6.0 | 158,325 | H17～R5 |

27 農林業関係施設一覧

(1) 集会施設

| 施設名 | 所在地 | 施設の概要・規模等 | 所管課 |
|--------------|-----------|------------------------------|-------|
| 新村多目的研修センター | 新村 2179-1 | 鉄骨 2 階建延 430 m ² | 農政課 |
| 赤怒田多目的集会施設 | 赤怒田 890-1 | 木造平屋 203 m ² | 農政課 |
| 金井多目的集会施設 | 中川 1821-3 | 木造平屋 156 m ² | 農政課 |
| 井刈地区多目的集会所 | 五常 7655 | 木造平屋 156 m ² | 農政課 |
| 取出地区多目的集会所 | 取出 571 | 木造平屋 178 m ² | 農政課 |
| 婦人若者等活動促進施設 | 刈谷原町 496 | 木造平屋 253 m ² | 農政課 |
| 今井農村環境改善センター | 今井 2231-1 | 鉄骨 2 階建 1,122 m ² | 耕地林務課 |
| 笹賀農村環境改善センター | 笹賀 2929 | 鉄骨 2 階建 1,322 m ² | 耕地林務課 |
| 安曇基幹集落センター | 安曇 2741-1 | 鉄骨 2 階建 774 m ² | 西部農林課 |

(2) 農村広場、農村公園及び森林公園

| 施設名 | 所在地 | 施設の概要・規模等 | 所管課 |
|--------------|--------------|-----------------------------|-------|
| 新村農村広場 | 新村 1900 | 敷地面積 10,000 m ² | 農政課 |
| 神林農村広場 | 神林 1440-1 | 敷地面積 11,233 m ² | 農政課 |
| 稲倉ふれあい広場 | 稲倉 150-1 | 敷地面積 8,000 m ² | 農政課 |
| 芥子坊主農村公園 | 岡田町 868-2 | 敷地面積 12,761 m ² | 農政課 |
| 田溝池農村公園 | 岡田下岡田 1454-1 | 敷地面積 6,180 m ² | 農政課 |
| 穴沢運動公園 | 取出 121 | 敷地面積 17,437 m ² | 農政課 |
| 反町農村公園 | 反町 433-3 | 敷地面積 1,606 m ² | 農政課 |
| 新村農村公園 | 新村 3360 | 敷地面積 2,170 m ² | 耕地林務課 |
| 笹賀第 1 農村公園 | 笹賀 3497-2 | 敷地面積 900 m ² | 耕地林務課 |
| 笹賀第 2 農村公園 | 笹賀 2083-1 | 敷地面積 1,120 m ² | 耕地林務課 |
| 神林農村公園 | 神林 694 | 敷地面積 800 m ² | 耕地林務課 |
| 今井第 1 農村公園 | 今井 2879-イ | 敷地面積 400 m ² | 耕地林務課 |
| 今井第 2 農村公園 | 今井 2263 | 敷地面積 300 m ² | 耕地林務課 |
| 今井第 3 農村公園 | 今井 5984-1 | 敷地面積 1,250 m ² | 耕地林務課 |
| 島内農村公園 | 島内 8228-1 | 敷地面積 1,623 m ² | 耕地林務課 |
| 白川農村公園 | 寿豊丘 117-6 | 敷地面積 5,990 m ² | 耕地林務課 |
| 中山農村公園 | 中山 6668-ハ | 敷地面積 2,099 m ² | 耕地林務課 |
| 岡田慶弘寺農村公園 | 岡田伊深 1175-1 | 敷地面積 2,209 m ² | 耕地林務課 |
| 岡田町農村公園 | 岡田町 295 | 敷地面積 297 m ² | 耕地林務課 |
| 里山辺林農村公園 | 里山辺 4571-1 | 敷地面積 1,169 m ² | 耕地林務課 |
| しがビューティフルパーク | 会田 3299 | 敷地面積 140,124 m ² | 耕地林務課 |
| ふるさと公園しが | 会田 1046 | 敷地面積 5,346 m ² | 耕地林務課 |
| 千鹿頭山森林公園 | 里山辺・神田 | 敷地面積 86,700 m ² | 耕地林務課 |
| 安曇屋内交流広場 | 安曇 2766-2 | 鉄骨平屋 483 m ² | 西部農林課 |
| 小原農村公園 | 奈川 2124-1 | 敷地面積 5,268 m ² | 西部農林課 |
| 立田農村公園 | 梓川梓 2348-1 | 敷地面積 3,048 m ² | 西部農林課 |

| | | | |
|-------------|--------------|---------------------------|-------|
| 下角農村公園 | 梓川梓 393 | 敷地面積 1,160 m ² | 西部農林課 |
| 氷室農村公園 | 梓川倭 2806-10 | 敷地面積 1,019 m ² | 西部農林課 |
| 花見農村公園 | 梓川上野 648-3 | 敷地面積 1,261 m ² | 西部農林課 |
| 上大妻農村公園 | 梓川倭 4204-3 | 敷地面積 2,100 m ² | 西部農林課 |
| 田屋農村公園 | 梓川上野 3469-23 | 敷地面積 6,250 m ² | 西部農林課 |
| 大久保農村公園 | 梓川梓 3454 | 敷地面積 4,042 m ² | 西部農林課 |
| 波田下新田農村公園 | 波田 6589-1 | 敷地面積 1,098 m ² | 西部農林課 |
| 八景山マレットゴルフ場 | 梓川上野 853-1 | 敷地面積 8,604 m ² | 西部農林課 |

(3) 体験交流施設及び研修宿泊施設

| 施設名 | 所在地 | 施設の概要・規模等 | 所管課 |
|-----------------|--------------|---------------------------------|-------|
| 農林漁業体験実習館 | 岡田下岡田 1456-2 | 木造平屋 200 m ² | 農政課 |
| 坊主山ラインガルテン | 取出 481-1 | 総面積 28,522 m ² 53 区画 | 農政課 |
| 緑ヶ丘ラインガルテン | 中川 1747-1 | 総面積 33,828 m ² 78 区画 | 農政課 |
| 錦部農村共同作業施設 | 保福寺町 81-4 | 鉄骨平屋 386 m ² | 農政課 |
| 会田農村共同作業施設 | 会田 3912-2 | 鉄骨平屋 248 m ² | 農政課 |
| 美鈴湖もりの国 | 三才山 1871 | オートキャンプ場 マレットゴルフ場 9 ホール | 耕地林務課 |
| 四賀農作業準備休憩施設 | 会田 3012-1 | 鉄骨平屋 150 m ² | 耕地林務課 |
| 四賀環境学習の森 | 中川 1915-1 | 交流促進センター、林間広場、コテージ 3 棟 | 耕地林務課 |
| 奈川新規就農者技術習得管理施設 | 奈川 2268-1 | 木造 2 階 138 m ² | 西部農林課 |
| 奈川林業者研修宿泊施設 | 奈川 2118-2 | 木造平屋 237 m ² (3 棟) | 西部農林課 |
| 大原ラインガルテン | 奈川 2213-29 | 総面積 32,872 m ² 35 区画 | 西部農林課 |
| 神谷ラインガルテン | 奈川 576-1 | 総面積 13,441 m ² 18 区画 | 西部農林課 |
| 入山ラインガルテン | 奈川 4678-1 | 総面積 18,019 m ² 7 区画 | 西部農林課 |
| 奈川高齢者活動拠点施設 | 奈川 2017-2 | 木造平屋 189 m ² | 西部農林課 |

(4) 農産物加工直売施設

| 施設名 | 所在地 | 施設の概要・規模等 | 所管課 |
|---------------|------------|---|-------|
| 四賀地域資源利活用施設 | 七嵐 120-2 | 木造平屋 124 m ² | 農政課 |
| 四賀地域食材供給施設 | 反町 26-1 | 木造平屋 194 m ² | 農政課 |
| 今井農産物直売施設 | 今井 886-2 | 鉄骨平屋 1,833 m ² | 農政課 |
| 安曇番所農産物加工販売施設 | 安曇 3972-2 | 木造平屋 116 m ² | 西部農林課 |
| 安曇稲核農産物加工販売施設 | 安曇 3358-1 | 木造一部 RC 平屋 414 m ² | 西部農林課 |
| 安曇島々農産物加工販売施設 | 安曇 745-1 | 鉄骨平屋 259 m ² | 西部農林課 |
| グレンパークさわんど | 安曇 4144-17 | 鉄骨 2 階建 延 745 m ² | 西部農林課 |
| 安曇風穴の里 | 安曇 3528-1 | 鉄骨平屋等 延 1,261 m ² | 西部農林課 |
| ながわ山彩館 | 奈川 2120-1 | 木造平屋 585 m ² | 西部農林課 |
| 梓川水田農産物処理加工施設 | 梓川倭 4175-1 | 鉄骨平屋 404 m ² | 西部農林課 |
| 梓川地場産品直売センター | 梓川倭 2102-1 | 敷地 1,306 m ² 木造平屋 137 m ² | 西部農林課 |
| 波田農産物加工販売施設 | 波田 8501-1 | 木造平屋 328 m ² | 西部農林課 |
| 奈川農産物貯蔵施設 | 奈川 2395-1 | 木造平屋 36 m ² | 西部農林課 |

| | | | |
|---------|------------|------------------------|-------|
| 奈川農機具倉庫 | 奈川 2554-10 | 木造平屋 75 m ² | 西部農林課 |
|---------|------------|------------------------|-------|

(5) 林業施設

| 施設名 | 所在地 | 施設の概要・規模等 | 所管課 |
|----------------|------------|-------------------------|-------|
| 林業センター | 入山辺 4763-1 | 木造平屋 174 m ² | 耕地林務課 |
| 五常集落生活環境施設 | 五常 6897-1 | 木造平屋 238 m ² | 耕地林務課 |
| 林業者等健康増進管理集会施設 | 会田 2912 | 木造平屋 344 m ² | 耕地林務課 |

(6) 排水処理施設

| 施設名 | 所在地 | 施設の概要・規模等 | 所管課 |
|---------------|-----------|--|-------|
| 大野田農業集落排水処理施設 | 安曇 245-1 | 処理施設 1,096 m ² 管路施設 L=2,257 m | 西部農林課 |
| 島々農業集落排水処理施設 | 安曇 720-1 | 処理施設 1,040 m ² 中継ポンプ 3基 管路施設 L=3,066m | 西部農林課 |
| 稲核農業集落排水処理施設 | 安曇 2403-3 | 処理施設 1,471 m ² 中継ポンプ 2基 管路施設 L=2,018m | 西部農林課 |
| 野沢小規模集合排水処理施設 | 安曇 609-4 | 70人槽 中継ポンプ 管路施設 L=139m | 西部農林課 |

(7) その他施設

| 施設名 | 所在地 | 施設の概要・規模等 | 所管課 |
|----------|-------------|---|-------|
| 四賀有機センター | 中川 2184-127 | 建物面積 5,420 m ² 処理能力 40.5 t/日 | 農政課 |
| 木曾馬牧場 | 奈川 1173-10 | 敷地 337,822 m ² 木造平屋 106 m ² | 西部農林課 |

28 農業委員会

(1) 農業委員会

農業委員会制度の改正に伴い、平成 30 年 8 月から新たな体制に移行しました。議会同意の下、市長が任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が協力し合い、農地の権利移動、転用、利用関係の調整の他、新たに重点化された農地利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）にあたっています。

(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員

| 区分 | 条例定数 | 実数 | 任期 | 備考 |
|-------------|------|------|-------------------------------------|---------------------------|
| 農業委員 | 26 人 | 25 人 | 平成 30 年 8 月 9 日 ～令和 3 年 8 月 8 日 | 地区又は団体からの推薦並びに公募に基づく市長の任命 |
| 農地利用最適化推進委員 | 18 人 | 18 人 | 平成 30 年 8 月 17 日 ～令和 3 年 8 月 8 日 | 地区からの推薦並びに公募に基づく農業委員会の委嘱 |

| 農地を農地として売買又は賃借するもの (農地法第 3 条) | | 自分の農地をかい廃するもの (農地法第 4 条) | | 農地をかい廃する目的で売買又は賃借するもの (農地法第 5 条) | | 農地賃借の解約 (農地法第 18 条) | |
|----------------------------------|--------|-----------------------------|------|-------------------------------------|--------|------------------------|--------|
| 件数 | 面積(ha) | 件数 | 面積 | 件数 | 面積(ha) | 件数 | 面積(ha) |
| 33 | 5.55 | 50 | 1.77 | 227 | 14.49 | 213 | 46.46 |

29 農業協同組合

| 組 合 名 | 組合員数 (人) | 組合員戸数 (戸) | 出資金 (千円) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------------|
| 松本ハイランド農業協同組合 | 32,346 (22,972) | 23,334 (16,474) | 6,493,886 (4,129,504) |
| 松本市農業協同組合 | 2,231 (2,184) | 1,433 (1,386) | 604,750 (592,215) |
| あづみ農業協同組合 | 15,924 (2,976) | 10,953 (2,001) | 4,163,924 (1,143,525) |

注 ()は、松本市管内の数値です。

30 森林組合

| 組 合 名 | 組合員 (人) | 組合員所有森林面積 (ha) | 出資金 (千円) | 職員数 (労務作業員含む) (人) |
|----------|------------|-------------------|-------------|----------------------|
| 松本広域森林組合 | 10,100 | 60,445 | 1,219,963 | 74 |

31 公設地方卸売市場の概要

- (1) 名 称 松本市公設地方卸売市場
- (2) 計画編入 第4次長野県卸売市場整備計画 昭和61年8月
- (3) 取扱商品 青果、水産、食肉、花き
- (4) 供給圏 長野県全域
- (5) 入場業者 青果卸売業者2社 水産卸売業者2社 花き卸売業者1社
青果仲卸業者8社 水産仲卸業者3社
関連事業者等44社 1団体
- (6) 業務開始 平成元年10月23日
- (7) 事業費 約105億円(土地・建物) うち国庫補助 約16億円、県費補助 約8億円
- (8) 取扱高

| 区分 | | 年度 | | |
|-------|---------|------------|------------|------------|
| | | 29 | 30 | 元 |
| 青果 | 数量 (t) | 80,477 | 75,558 | 73,029 |
| | 金額 (千円) | 20,080,663 | 18,622,785 | 17,697,527 |
| 水産・食肉 | 数量 (t) | 32,219 | 32,708 | 36,268 |
| | 金額 (千円) | 15,752,161 | 15,033,928 | 14,973,177 |
| 花き | 数量(千本鉢) | 9,142 | 8,642 | 8,478 |
| | 金額 (千円) | 851,320 | 830,246 | 835,544 |

32 行政事務組合

| 組合名 | 共同処理する事務 | 執行機関 | 議会等 | 事務所 |
|----------------------|--|---|--|--|
| 安曇野市 ・松本市 山林組合 | 山林の管理・経営 217 筆 2,931,888.6 m ² | 管理者 安曇野市長 副管理者 松本市長 安曇野市副市長 会計管理者 安曇野市会計管理者 | 議員総数 11 人 安曇野市 7 人 豊科 6 人 明科 1 人 松本市 4 人 島内 2 人 岡田 2 人 監査委員 2 人 議会選出 1 人 有識者 1 人 | 安曇野市 豊科 6000 番地 安曇野市役所内 |
| 安曇野・ 松本行政 事務組合 | 広域 23 排水路の維 持管理 L=56,839m 排水管理施設 90 ヲ所(水門等) 関係土地改良区数 8 土地改良区 | 組合長 安曇野市長 副組合長 松本市長 会計管理者 安曇野市会計管理者 | 議員総数 5 人 安曇野市 4 人 豊科 1 人 三郷 1 人 穂高 1 人 堀金 1 人 松本市 1 人 梓川 1 人 監査委員 2 人 議会選出 1 人 有識者 1 人 | 安曇野市 堀金烏川 3187-1 安曇野地区広域 排水事業所内 |